

【よくある質問】〔本会講演会での研究発表〕

《研究発表講演会の講演発表希望者向けのご質問》

Q1: 会員外の研究発表講演（以下「講演」）希望者はいつまでに入会する必要がありますか。

A: 講演申込時までに、入会の手続きをして下さい。

①入会の申込は本会 Web から必要事項の入力、または入会申込書に必要事項を記入して本会へ郵送することで可能です（この時点で仮の会員番号が付与されます）。

②次に、入会金と会費を送金して下さい。この入金確認が終わると入会証と会員カードが発行され、正式な会員番号が付与されますので、この会員番号を入力して講演申込をお願いいたします。

なお、本会の入会手続きは、毎月 20 日（休日・祝日の場合は直前の平日）が締め切りとなります。①、②の両方の手続きが 20 日までに確認出来ない場合は、当該月の会員にはなりませんのでご注意ください。もし、講演申込時に②の入金が確認されていない場合でも、①により仮の会員番号が付与されていれば、この番号により講演申込を受け付けます。ただし、講演原稿の提出時までは、入会手続きを完了して正規の会員番号をご連絡下さい（講演原稿提出時に仮の会員番号の場合は、原則として講演発表をお断りいたします）。

入会申込の流れに関しましては下記をご覧ください。

<https://www.jsme.or.jp/member/register-application/individual-member/>

Q2: 講演論文の共著者も入会する必要がありますか。

A: その必要はありません。ただし、当日やむを得ず代理で講演（登壇）する事態になった場合は、講演者（登壇者）は講演会の発表資格を満たした方（本会会員、相互性の認められた協賛・後援団体の会員等）に限ります。

Q3: 特別員（法人会員）資格で講演（登壇）できますか。

A: 講演（登壇）は個人の会員資格を有する方に限りますので、特別員（法人会員）の資格では講演申込（登壇発表）できませんが、聴講は特別員行事参加割引券の提出により個人会員価格での参加が可能です。

Q4: 国際会議においても講演（登壇）希望者は入会する必要がありますか。

A: その必要はありません。

Q5: 他団体と幹事学会を持ち回りで開催する講演会においても、講演（登壇）希望者は入会する必要がありますか。

A: 共催団体間で取り決めがある場合には、その必要はありません。

Q6：共催・協賛・後援団体の個人会員資格を有する講演（登壇）希望者も本会に入会する必要はありますか.

A：該当する団体が主催する講演会において、共催・協賛・後援の個人会員の講演を認めている場合は、その限りではありません.

なお、上記に該当する講演（登壇）者が講演申込を行う場合は、所属の共催・協賛・後援団体名・個人会員番号を講演申込フォームに記載いただきます.

Q7：講演原稿には会員資格を記載する必要がありますか.

A：講演者（登壇者）、共著者ともに会員資格を記載ください。（「正」（本会正員）, 「学」（本会学生員）, 共催団体会員は「共」, 協賛団体会員は「協」, 後援団体会員は「後」と記載. 講演（登壇）者には氏名の前に「○」を記載.）

[講演原稿テンプレート](#)

Q8：講演（登壇）をせず、講演会に聴講するだけの会員外の参加者も会員になる必要はありますか.

A：ありません. 参加登録費は会員外価格の参加登録費を支払うことにより聴講が可能です.

Q9：講演（登壇）をせず、講演会に聴講するだけの共催・協賛・後援団体の個人会員参加者も会員になる必要はありますが.

A：ありません. 共催・協賛・後援団体の個人会員は、本会会員と同等の価格で受講することも可能です.

Q10：講演当日、講演（登壇）予定者を変更する場合はどのように対応すれば良いですか.

A：変更される講演（登壇）者は本会会員の方に依頼して下さい. もし、会員外の方に依頼する場合には、至急本会への会員登録手続きを行うよう要請して下さい.

急な都合で会員外の方が講演（登壇）する必要がある場合には、講演（登壇）の可否は主催者（講演会実行委員会）に一任されますが、正式な記録には「講演取り止め」と記録されます.（講演原稿は講演会終了後に J-Stage に登載されますが、「講演取りやめ」の講演については、登載いたしません）

《研究発表講演会の企画者向け》

Q11：会員と会員外参加費の参加登録費の差額を年会費相当以上に設定し、会員外の方を会員に取り込むことで対応するにはどうすればよいですか.

A：本会事務局へご相談ください.

担当：日本機械学会 総合企画グループ （電話 03-5360-3505）

Q12：講演申込の情報で最低限必要な情報は何か。

A：「氏名」「会員資格（正員，学生員）」「会員番号」「所属」「講演タイトル」「各種連絡先情報（メールアドレス，電話番号など）」は必ず入力する必要があります。なお，登壇者が共催・協賛団体会員の場合には，「団体名」と「その団体の会員番号」の入力が必要となります。講演申込みシステムについてご不明な点がありましたら事務局担当者までご連絡願います。

担当：日本機械学会 広報情報グループ（電話 03-5360-3503）

Q13：オーガナイズドセッション内において，機械学会の会員ではない講演者に講演（登壇）をお願いすることを考えています，この場合も入会してもらう必要はありますか。

A：入会いただくことが望ましいですが，講演会の企画責任者が認めた場合には，その限りではありません。ただし，博士前期課程までの学生はこの対象にはなりません。該当する講演者が講演を申込み際には，講演申込フォームの備考欄等を使用し「依頼講演」の旨が分かるよう，入力を促して下さい。